科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号: 12102

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2014~2017

課題番号: 26285037

研究課題名(和文)サンフランシスコ講和体制の再検討

研究課題名(英文)Re-consideration of the San Francisco Peace Treaty System

研究代表者

波多野 澄雄 (HATANO, Sumio)

筑波大学・人文社会系(名誉教授)・名誉教授

研究者番号:00208521

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 11,700,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、サンフランシスコ講和体制を、対日平和条約を基点に、アジア諸国との一連の平和条約・賠償協定および植民地帝国の清算を含む「政府間和解」の体制ととらえ、その構造を明らかにすることにあった。研究の結果、政府間の公的和解は、日本国内や近隣諸国の市民社会に受容と反発の両面を生み出したことを明らかにした。さらに、賠償問題の中心的テーマであった請求権という問題は、アジア太平洋の国際システムとしての講和体制(政府間和解)の安定と定着という観点から処理されてきたことを明らかにした。とくに、関係国の安全保障の確保、国内政治経済の改革という3問題と密接に関連しつつ展開した。

研究成果の概要(英文): The results of this study shows that the "San Francisco peace regime" as a 'formal(government-level) reconciliation'formed by the Treaty of Peace with Japan of 1951, and bilateral peace treaties and reparations agreements was the mechanism of having managed the problem of the right of claim for compensation resulting from war and colonial rule, and bringing about the stability of the international order of the Asia-Pacific region. Especially the claim problem had been dealt with two points of views: regional security and economic-political reform of each country.

研究分野: 日本外交史

キーワード: 対日平和条約 講和問題 賠償問題 政府間和解 慰安婦問題 国際軍事裁判

1.研究開始当初の背景

近代世界において、戦争や植民地支配を経験した国民社会が、それらがもたらした「負の遺産」を克服し、当事国間あるいは国際社会に受け入れられる「和解」を実現することは容易ではない。とりわけ近代日本の戦争はは民地支配が第二次大戦後に遺した「負の問題(戦争責任、賠償・補償、戦の問題(戦争責任、賠償・補償、戦題」ともいわれ、日本と東アジア諸国間の安定した関係構築を妨げ、相互不信の原因となっている。

代表者は 1990 年代半ば以降、日本政府が 支援する様々な歴史和解事業に参画してき た。2006 年から 2009 年にかけての両国政府 支援による「日中歴史共同研究」等である。こ れらの政府支援事業は、その背景にある歴史 問題のゆえに、充分な成果を挙げてきたとは 言い難い。なぜ、戦後処理の国際的枠組とし ての「政府間和解」は持続せず,広く定着し なかったのであろうか。

こうした問いのもとに、代表者は、前回の基盤研究B「『政府間和解』と歴史問題に関する基盤的研究—戦争賠償の再検討を中心に」(2010~2013 年度)では、敗戦後の対日平和条約を基点とし、1970 年代までに成立したアジア諸国との国交正常化・賠償協定など「政府間和解」の構造を、公開記録によって再検証する作業を行った。今回の研究は、この基礎研究を踏まえたものである。

2.研究の目的

本研究は、敗戦後の日本の国交正常化や賠償問題について、国際的に創出された「政府間和解」(講和条約やアジア諸国との賠償協定・平和条約)は,なぜ持続せず,広く定着しなかったか,その原因や背景、そして構造的要因を探ることを目的とした。

その際、国際比較の視点から、(1)賠償や請求権等の争点が、どのように和解や償いといった問題と結びついているか、(2)様々な形で歴史問題が噴出する過程は、政府間和解のあり方とどのように関連しているか、(3)政府間和解の持続と定着を妨げた要因は何か、という3点に焦点を当てた。とくに、(2)と(3)について新たに公開された外交記録を改めて検討した。

さらに(4)として、「政府間和解」は、関係国の社会や知的グループ、和解問題に直面する企業や団体にどのように受容されたか、あるいは反発を生んだかをも検討した。

3.研究の方法

本研究では、まず、サンフランシスコ講和体制を、講和条約を基点とするアジア諸国との一連の平和条約・賠償協定を含む政府間の

法的枠組のみではなく、占領改革や植民地帝国の清算をも抱合する広い意味での戦後処理の基盤 = 政府間和解の枠組ととらえる。この講和体制において戦争賠償の問題がどのように位置づけられていたのか、新たな公開資料や市民団体や企業史料によって検討することとした。

さらに、国際比較の視点から関連研究実績のある研究者(浅野豊美)に連携研究者として協力を求め、適宜、研究成果の共有や連携研究を依頼する仕組みとした。

また、博士課程を終了した若手研究者により「研究作業チーム」を適宜、編成して内外の外交記録や文献等の収集・分析にあたった。

とくに、中国語及び韓国語が自由に操れる中国人研究員を雇用し、中国および韓国における史料収集や関連業績の入手と分析に力をいれた。

4. 研究成果

研究の全体を通じて、大きく以下の3つの点が明らかとなった。

第1は、戦後処理(戦争賠償)外交は、単に二国間の償金の支払という問題ではなく、関係国の内政の改革、安全保障、地域秩序の形成という3問題と深く関連していることが明らかとなったことである。とくにアメリカは、東アジア地域の国際秩序の安定という観点から、二国間のやりとりに終始しがちな賠償問題を多角的な観点から直接、間接に交渉に関与していた。

第2は、公的和解(政府間和解)は必ずし も関係諸国の社会レベルや知的レベルの和 解とは直結せず、日本を含む東アジア社会の 受け止め方も、受容と反発の間を揺れ動く複 雑さが浮き彫りになったことである。

公的和解が社会の反発を生み、国民感情や記憶を刺激し、市民運動の契機となり、あるいは逆に市民団体、企業、国際組織の和解事業を促進する場合もある。こうした和解をめぐる複雑な様相を、政府間和解のあり方と関連させて捉え、東アジアにおける和解プロセスの構造を明らかにすること、これが次のテーマであろう。

第3は、講和体制(政府間和解)の安定性とその揺らぎを構造的に明らかにして点である。日本にとっては「講和体制」は、歴史問題が国内政治の安定や国際協調を損なわないよう管理する基盤であり、今後も起こり得る歴史問題をも封じ込めたはずであった。しかし、1990年代に入ると、慰安婦問題や中国人の強制労働問題など、いわゆる「戦後補償問題の多くは、すでに東京裁判やアジア諸国との賠償交渉の過程で提起されていた問題であったが、長い冷戦と自民党支配とが

問題の顕在化を防いできたのである。しかし、90年年代初頭になると、こうした未解決の問題が、とくに講和体制の枠外にあった中国や韓国から提起される。それは、講和体制を外側から支えてきた冷戦の終焉と、内側から支えた自民党支配の揺らぎという内外情勢の大きな変動を背景としていたことを明らかにした。

個別のテーマについても、本研究を通じて 明らかにできた諸点がある。

政府間和解の枠組みとしての「講和体制」の安定と限界という観点から、戦後日本の「歴史問題」の一つである慰安婦問題に対する日本政府の対応を検討し、国民の寄附によって元慰安婦に「償い金」を支払うという「アジア女性基金」という方法は講和体制の限界を示すものという仮説を提示した。

多数国間の和解の枠組みとしての講和体制の形成過程について内外の公開資料を見直し、懲罰的な「ヴェルサイユ型講和」から、復興を重視した「冷戦型」へと移行する過程において、領土問題や賠償問題がどのような影響を受けたかを検討した。

賠償問題については、賠償の一環としての在外財産の接収によって賠償支払を完了したとする立場の堅持を米国に期待していたこと、とくに旧植民地における私有財産処分については日本政府の負担を避け、また、他の民間人戦争被害者との均衡という観点から、その補償を日本政府に求めない扱いを強く要請していたことを明らかにした。

アジア諸国との平和条約・賠償協定交渉を再検証した結果、とくにベトナム賠償、フィリピン賠償など東南アジア諸国との賠償問題は、冷戦や経済協力という観点ではとらえ切れない特徴があることを明らかにした。とくに、経済協力の方法は冷戦とは距離を置く形で英連邦諸国(南アジア地域)が重視されていたこと、賠償対象としての現地政権の正統性が問われていたこと、経済協力は必ずしも最初から賠償と表裏一体ではなかったこと、などである。

国際比較という観点から講和条約における戦争責任条項の検討を行った結果、極東国際軍事裁判(東京裁判)の「受諾」を義務付ける第 11 条は裁判の国際的正当性が含意され、戦争責任条項の代替機能が託されていたが、日本側は深い理解が及ばず、戦犯釈放に邁進した点を明らかにした。換言すれば、戦争責任という問題が講和体制のなかに明確に位置付られなかったことが、日本が戦争責任という問題に向き合う機会を遠ざけていたのである。

全く新たな知見ではないが、旧植民地の 財産処分をめぐる日韓の請求権問題につい て、在日韓国系財産と在韓日本人私有財産の 扱いをめぐる論争は、それぞれの財産の背後 にあった植民地統治の歴史をどのような性 格のものとして認識するか、という日韓の歴 史問題と分かち難く結びついていたことを 明らかにした。すなわち、日韓交渉の基調は、 日本人の財産は朝鮮に対する抑圧と搾取の うえに築かれたのか、正当な経済活動の結果 なのか、という歴史認識の問題と化したので ある。

今後の検討事項をも含むが、賠償問題を 近代以降の国際政治経済史の文脈から検討 を行った。近代以降の国際社会における賠償 は、敗戦国が戦争に要した費用(戦費)と戦 争による損害の両方を金銭によって償う方 法一「償金」が定着した。日清戦争後の清国 からの賠償金も戦費を含むものであった。

しかし、第一次大戦後の戦争賠償をめぐる 国際外交は、それまでの敗戦国の戦勝国に対する「償金」という、損害回復をねらいとす る二国間問題ではなく、国際政治経済システム全体の回復と発展を促すという視点が重 視されていた。すでに上記で指摘したように、 第二次大戦後の対日賠償問題は、国際安全保 障の確保、地域秩序の形成と安定、国内政治 経済の改革という3問題と連動しつつ、アジ ア太平洋の国際システムとしての講和体制 の安定と定着という観点から処理されてき たことを確認した。

連携研究者の浅野は、第二次大戦中に経済 学者・ケインズが説いた、敗戦国も戦勝国も 平等に安全保障コストを負担すべきという 意味での「世界平和維持費」という概念を、 初期の懲罰的性格の強い日本の賠償支払が、 長期的な安全保障コストの負担を主眼とす るものに転換する過程の分析に援用してい る。本研究でも、とくに日米間の問題として 検討した結果、十分ではないが一定の展望が 得られた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計3件)

波多野澄雄, Japanese scholarship concerning the Sino-Japanese War and the Wartime China(1937-1945), Asian Research Trends, The Toyo Bunko (Tokyo), 2016, 1-42、查読有。

<u>波多野澄雄</u>、戦後外交における歴史問題 - 「請求権」をめぐる攻防、外交、32 号、 査読無、2015 年 7 月、19 - 27 頁。

波多野澄雄、サンフランシスコ講和体制と「歴史問題」(韓国語) Reading

Japan (ソウル大学校日本研究所刊) 15号、 査読有、2014年、1-87頁。

[学会発表](計13件)

<u>波多野澄雄</u>、「外圧・反応国家論」を超 えて—日本外交 150 年の起伏、日本国 際政治学会 2017 年度研究大会、2017 年 11 月 13 日、神戸。

波多野澄雄、日中歴史共同研究 - 成果 と課題、台湾中央研究院近代史研究所 主宰国際シンポジウム 2017 年 9 月 13 日、台北。

波多野澄雄、日本現代史研究の動向、 南開大学日本研究院特別講演会(招待 講演) 2016年5月24日、中国・天 津市。

<u>波多野澄雄</u>、日中歴史共同研究—成果 と課題、北京大学国際関係学院(招待 講演、2016年3月9日、中国・北京市。 <u>波多野澄雄</u>、日本にとっての歴史問題、 北京大学国際関係学院(招待講演) 2016年3月10日、北京市。

<u>波多野澄雄</u>、東アジアの歴史問題、北京師範大学 招待講演 、2016年3月 11日、北京市。

波多野澄雄、日中戦争の記憶、「戦争の歴史と記憶」─抗戦勝利七○周年国際学術討論会、中央研究院近代史研究所主催 2015 年 7 月 8 日、台北市。

波多野澄雄、戦後日韓関係と『過去清算』問題、啓明大学校国際学大学主催 (招待講演) 2015年5月28日、韓国・ 大邱市。

波多野澄雄、サンフランシスコ講和体制と日韓関係、日本政治学会・韓国政治学会合同国際シンポジウム(招待講演) 2015年5月23日、北海道大学。波多野澄雄、陸軍軍医学校防疫研究報告の歴史的意義について—「金子順一論文」が明かす「ホ号作戦」の実相、湖南省常徳市、湖南文理学院主催(招

待講演) 2015年5月16日。

波多野澄雄、サンフランシスコ講和体制と「歴史問題」、ソウル大学校日本研究所主宰 日本専門家セミナー(招待講演)、2014年6月10日。

波多野澄雄、Reconciliation and Integration in Northeast Asia、日中韓三国協力事務局共催、2014年5月30日、済州島。

波多野澄雄、戦後日韓関係と「歴史問題」東京大学現代韓国研究センター主催—日韓国際シンポジウム(招待講演)東京大学本郷キャンパス、2014年11月24日。

[図書](計8件)

<u>波多野澄雄・久保</u>字・中村元哉編『日 中終戦と戦後アジアへの展望』慶応義 塾大学出版会、2017 年、<u>波多野</u>、戦争 末期の日中戦争と日ソ関係(27 - 46 頁)、査読無。

黄自進、戸部良一編『 日中戦争 とは何であったか』ミネルヴァ書房、2017年、<u>波多野澄雄</u>、国共関係と日本 一戦争末期の「防共」をめぐる葛藤(236-254頁)、査読無。

<u>波多野澄雄</u>、"History and State in Postwar Japan",in Sven Saaler,

Christopher W.A.Szpilman,eds.,

Routledge Handbook of Modern Japanese History, 2017, 532p.

(pp.421-439)、査読有。

波多野澄雄、国家与歴史(中国語) 中国社会科学文研出版、2017年、191頁 (国家と歴史(2011年刊)を一部改編) 香読無。

<u>波多野澄雄</u>、国家と歴史(韓国語)論 衡(ソウル)287頁。(国家と歴史(2011 年刊)を一部改訂) 査読無。

東郷和彦・<u>波多野澄雄</u>編、歴史問題八 ンドブック、岩波書店、265 頁、査読 無。

五百旗頭真、下斗米伸夫、トルクノフ、 A.V.,ストレリツオフ、D.V.編『日口関 係史』東京大学出版会 2015年、452 頁、<u>波多野澄雄</u>、日ソ関係の展開—対 米開戦から日ソ戦争まで(297 - 313 頁、査読有。

<u>浅野豊美</u>編著、戦後日本の賠償問題と 東アジア地域再編、慈学社、2014 年、 399 頁。

〔その他〕(計1件) ホームページ等

> <u>波多野澄雄</u>、書評 木村幹『日韓歴史 認識問題とは何か』、国際政治、181号、 2015年9月号、170-173頁。

6.研究組織

(1)研究代表者

波多野 澄雄 (HATANO, Sumio) 筑波大学・名誉教授 研究者番号: 00208521

(2)連携研究者

浅野 豊美 (ASANO, Toyomi) 中京大学・国際教養学部・教授 研究者番号: 60308244